諮問庁:国立大学法人長岡技術科学大学

諮問日:平成30年2月8日(平成30年(独情)諮問第7号)

答申日:平成30年7月11日(平成30年度(独情)答申第12号)

事件名:特定期間に開催された特定学部教授会の議事録等の一部開示決定に関

する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,文書 1の一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる 部分を開示すべきであり、文書2を法人文書に該当しないとして不開示と した決定については、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

文書 1 平成 2 9 年 4 月から同年 9 月までに行われた「教授会」,「教授会代議員会」及び「教授会代議員会(教授)」の議事録並びに同会議資料

文書 2 平成 2 9 年 4 月から同年 9 月までに行われた「教授会」, 「教授会代議員会」及び「教授会代議員会(教授)」の音声記録

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月16日付け長技大総第158号により、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「長岡技術科学大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、学生の学籍番号及び氏名並びに着任前の教員の氏名を除く部分(別表の1欄に掲げる部分(以下「不開示部分1」ないし「不開示部分10」といい、併せて「本件不開示部分」という。))についての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

(1) 指導教員の資格認定,大学院学生の指導教員等に係る会議資料について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、専攻課程等を含むその全てが公開されたとしても、特定の個人が識別され又は識別され得るとはいえ

ず、理由がない。

また、審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。諮問庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と(仮に存在するならば)公開が不可能な部分とに緻密に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

- 一方,学生に関する情報以外の部分については,長岡技術科学大学の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり,法5条1号ハに該当するため,非公開とするのは違法である。
- (2) 入学者選抜試験の選考,卒業・修了認定,単位認定,論文審査候補者 略歴等に係る会議資料について

これについても、上記(1)で述べた理由が該当するため、これを引用する。

なお、論文審査については、学位授与後、その論文の趣旨及び審査委員等は公開されるのが慣行であり、法 5 条 1 号イにも該当する。

(3) 教員選考,名誉教授の選考等に係る会議資料について

教員の選考について、その被選考者の氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、特定の個人が識別され得るとはいえず、理由がない。

審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。諮問庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と(仮に存在するならば)公開が不可能な部分とに緻密に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、名誉教授の選考については、名誉教授の就任は、長岡技術科学 大学の職員がその職務の遂行として行ったことに係る情報であり、法 5 条 1 号ハに該当するため、非公開とするのは違法である。

また, 法 5 条 3 号及び 4 号の該当性については, 仮に公開となったとしても, それにより, 同条 3 号及び 4 号の規定するおそれはなく, 特に, 現に決定した教員人事については, その過程も含め検証を行うべき公益性を有するのであるから, 法 7 条によっても, 開示決定されるべきである。

(4)議事録の不開示部分について

かかる不開示部分についての、審査請求理由は、前述の各資料におけ

る審査請求理由と同一であるため、これを引用する。

(5) 音声記録について

本件処分において、処分庁は、「平成29年4月から9月までに行われた「教授会」、「教授会代議員会」及び「教授会代議員会(教授)」の音声記録は、法人文書として存在しない」として、これらについて非公開と決定した。

音声記録に関する不開示決定の理由が、音声記録の物理的不存在を理由とするものなのか、あるいは音声記録は物理的には存在するものの、その法人文書性を否定するものなのか、本件処分からは判然としない。そのため、以下、その2つの理由に即し、それぞれ、審査請求の理由を述べる。

ア 物理的不存在を理由とすることについて

まず、仮に、音声記録の物理的不存在を理由とする非公開決定であるとした場合、本件請求時点において、実際に、その音声記録が全て消去されているとは到底考えられず、また、法人職員のパソコン、 I Cレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

本件開示請求は平成29年9月15日付けで行われており、本件開 示請求の対象となった平成29年度第6回教授会の開催日時は同月1 3日である。それも、13日の午後の開催である。同月13日に行わ れた会議の議事概要が、同月15日の本件開示請求までに作成され、 かつその音声記録の完全消去も行われたとするのは極めて不自然、不 合理である。もし、それまでに音声記録を消去したとの処分庁の主張 が正しいとすれば、実質わずか1日で議事概要を作成し、おそらくは その議事概要を稟議に付し,その議事概要を確定させ,そしてその音 声データの消去もそれが復元不可能なほどに行ったということになり、 この作成者の議事録作成能力、そして、処分庁の稟議の速さについて は、我が国のみならず、全世界の賞賛の嵐を巻き起こすであろう「奇 跡」である。また,本件開示請求により開示された議事概要によれば, 教授会においては前回の教授会の議事要旨を確認することが毎回議事 として諮られており、この議決があるまでは少なくとも議事概要の修 正が行われる可能性が高く、それ以前の段階において、その音声記録 を消去するとするのは、極めて不自然、不合理である。

なお、万一、処分庁が、本件開示請求以後に本件開示請求を認識しつつ、音声記録を消去したとすれば、情報公開請求制度の趣旨に反する行為であり、強い非難は免れない。

また、議事概要作成後に、その音声記録を消去することが原則であ

ったとしても、本件請求時点において、本件請求の対象となる音声記録の全てが実際に消去されているとは到底考えられない。議事概要が作成されたとしても、直ちに、その録音記録を消去する取扱いになっているとは到底考えられず、実際には、これが存在している可能性は極めて高い。

以上のとおり、物理的不存在を理由とするのは、不可解かつ不合理な主張であり、その決定の取り消しは免れない。

イ 法人文書性の否定を理由とすることについて

開示請求文書の特定の過程において、処分庁は審査請求人に対し、 平成29年9月29日付けで「法人文書開示請求書の修正について (依頼)」と題する書面を交付している。これによれば、「音声記録につきましては、担当職員が議事録を作成するに当たって、個人 的なメモとして録音し、議事録作成後にデータは全て破棄(消去) されているため、請求されている音声記録はございませんので申し添えます。」とある。

これによれば、処分庁は、音声記録について、「担当職員が議事録を作成するに当たって、個人的なメモとして録音」しているものと 認識していることがうかがわれ、それが、法人文書性を否定する根拠となっていると推定される。

しかしながら、音声記録が、「大学事務局の職員が職務上その作成 を義務付けられている「教授会記録」を取りまとめる際の補助手段 として取得されるものである以上、大学事務局の職員が職務上取得 し、組織的に用いるため処分庁が保有し得ているものと認められる ことから、録音データについての法人文書該当性が認められる」こ とは明らかである。

したがって、音声記録を個人的なメモとする処分庁の主張には理由 がなく、その決定の取り消しは免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、学生の学籍番号、氏名及び着任前の教員の氏名に関する 部分を除く非公開部分についての非公開決定の取り消し、当該部分につい て公開決定することを求めている。これに対し、本学は、原処分を妥当と 判断し、諮問をするものである。

なお、原処分を妥当と判断した理由は次のとおりである。

1 指導教員の資格認定に係る会議資料について

当該資料には、本学職員の個人に関する情報が記述されており、特定の個人を識別することができる情報であるため、法 5 条 1 号に該当する。また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。同様に同号ただし書口にも該当し

ない。審査請求人は本学職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であると主張するが、当該資料が意図する部分は大学が本学職員 に指導教員の認定を行うことであり、当該職員が職務の遂行として教育指 導を行ったことに関する内容ではなく、同号ただし書いにも該当しない。

当該資料には取得学位、略歴及び研究業績といった一体として特定の個人を識別することが可能となる記述があることから、追加で部分開示をすることはできない。

2 大学院学生の指導教員等に係る会議資料について

当該資料には、本学学生の個人に関する情報が記述されており、特定の個人を識別することができる情報のため、法 5 条 1 号に該当し、不開示とする。また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。同様に同号ただし書口にも該当しない。審査請求人は指導教員について本学職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であると主張するが、当該資料における指導教員の情報は、特定の学生に付随する一つの情報として記述したものであり、本学の教員の職務遂行に関して記述した情報ではない。よって同号ただし書ハにも該当しない。

当該資料における記述は一部を開示した場合に、当該個人の知人、大学 関係者等の一定の範囲の者にとってはその個人の特定が可能となる情報に なるため、追加で部分開示をすることはできない。

3 入学者選抜試験等の選考に係る会議資料について

当該資料には、入学選抜試験等における総得点、専攻内順位等の個人に関する情報が記述されており、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるほか、一部の資料については、特定の個人の学歴や略歴等の記述があり、特定の個人を識別することができる情報も含むため、法 5 条 1 号に該当し、不開示とする。また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。同様に同号ただし書口及びハにも該当しない。

当該資料の情報は一部を開示することで個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、又は一体として特定の個人を識別することが可能である情報であることから、追加で部分開示することはできない。

4 卒業・修了認定及び学位授与論文等の審査委員候補者に係る会議資料に ついて

当該資料は学生の学位授与審査の結果や当該審査委員の名簿,新規に審査委員となる者の略歴が記述された資料であり、いずれも個人に関する情報が記述された内容となり、法5条1号に該当する。課程博士及び論文博士の学位授与者並びに審査委員の情報については慣行として公にされる情報であり、同号ただし書イに該当するため部分開示としている。

ただし、次の表に掲げる資料の全部又は一部については慣例として公にされ、又は公にすることが予定されていない情報であり、開示することはできない。

理由	部分開示の可否
慣例として公にされな	一体として個人に関する情報
い情報であるため。	であるため部分開示できな
	ر١ _°
慣例として公にされな	特定個人が識別できる部分
い情報が一部含まれる	(氏名)を開示している以
ため。	上、部分開示をする余地はな
	ر١ _°
慣例として公にされな	一体として個人に関する情報
い情報であるため。	であるため部分開示できな
	(\)。
慣例として公にされな	個人の権利利益が害されるお
い情報が一部含まれる	それがあるため、部分開示で
ため。	きない。
審査委員の氏名は公に	特定個人が識別できる部分
しているが、氏名以外	(氏名)を開示している以
の部分については慣例	上,部分開示をする余地はな
として公にしていない	(\)。
ため。	
	慣い情報であるため。 であるというでは、 はいけいであるというでは、 はいけいであるというでは、 はいけいでは、 はいけいでは、 でいかでは、 でいいし、 でいいいし、 でいいいし、 でいいいし、 でいいいし、 でいいいし、 でいいいし、 でいいいい。 でいいいし、 でいいいい。 でいいいい。 でいいいい。 でいいいい。 でいいいい。 でいいいい。 でいいいいい。 でいいいい。 でいいいいい。 でいいいいい。 でいいいいいい。 でいいいいいいい。 でいいいいいいいいいい

5 単位認定に係る会議資料について

当該資料は学生の単位認定に関する資料であり、いずれも個人に関する情報が記述されている内容であり、法 5 条 1 号に該当する。当該内容は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。同様に同号ただし書口及びハにも該当しない。

また, 一体として個人に関する情報であるため, 追加で部分開示する ことはできない。

6 教員選考及び名誉教授の選考等に係る会議資料について 当該資料は本学における教員の選考に関する資料であり、次に掲げる資料が該当する。それぞれについて原処分を維持する理由を述べる。

(1) 教員の採用に係る申請書

当該資料には氏名,退職者の氏名及び印影といった個人に関する情報 が記述されており,法5条1号に該当する。当該申請書の情報は,慣行 として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同 号ただし書イに該当しない。

また、法5条1号ただし書口及びハにも該当しない。また、申請書における「後任補充の場合の前任・後任の関係」においては、採用理由が記述され、加えて、「募集の方法」については、公募以外の方法による場合、具体的な採用方法について記述されることとなるため、人事管理の構想に関する情報が公となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものになるため、同条4号へに該当する。当該情報を部分的に開示することで本学が慣行として公にしている情報と照合することで他の資料において不開示としている特定個人を識別することが可能となるため、追加で部分開示することもできない。また、一部の資料は審議・検討中である情報が含まれており、公にすることにより率直な意見の交換若しくは決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、同条3号に該当する。

(2) 教員選考委員会設置依頼書

上記(1)と同様の理由(法5条1号)で不開示とする。当該依頼書の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハにも該当しない。上記(1)にて前述した内容が含まれており、同様の理由により、人事管理の構想に関する情報が公となるおそれがある外、委員候補者名簿の情報を公開することで、当該委員が中傷や圧力、誤解等を受けるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものに該当するため、法5条4号へに該当する。

当該情報を部分的に開示することで本学が慣行として公にしている情報と照合することで他の資料において不開示としている記述が判別できるようになり、特定個人を識別することが可能となるため、追加で部分開示をすることはできない。

(3) 教員選考委員会委員の交代

当該資料には個人に関する情報が記述されているため、法 5 条 1 号に該当する。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハにも該当しない。加えて、同委員会委員の情報を公開することで、当該委員が中傷や圧力、誤解等を受けるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものに該当するため、同条 4 号へに該当する。

当該情報を部分的に開示することで本学が慣行として公にしている情報と照合することで他の資料において不開示としている記述が判別できるようになり、特定個人を識別することが可能となるため、追加で部分

開示することはできない。

(4) 教員選定過程報告書

当該資料には氏名及び印影といった個人に関する情報が記述されており、法5条1号に該当する。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。同号ただし書口及びハにも該当しない。また、上記(1)にて前述した内容が含まれており、同様の理由により、人事管理の構想に関する情報が公となるおそれがある外、選考結果の概要の情報が記述されており、これを公にすると、今後の選考において、応募者が選考において基準となるポイントや一次選考で合格となった人数を把握の上、選考に臨むことができることとなることで、適正な選考審査ができなくなるおそれがあり、本学の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、同条4号へに該当する。

(5) 履歴書,推薦理由書及び教育研究業績の概要

当該資料には、人事選考された個人の履歴、業績といった個人に関する情報が記述されており、法 5 条 1 号に該当する。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハにも該当しない。加えて、推薦理由書を公開することで採用に関する基準であると誤解等を招く可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものとなるため、同条 4 号へに該当する。

当該情報は一体として個人に関する情報であるため、追加で部分開示 をすることはできない。

(6)任期付き教員再任希望申出書,教育研究業績書,再任審査委員会候補者名簿及び再任審査結果報告書

当該資料には、任期付き教員が再任希望の申出に対する審査に関する 情報が記述されており、申出した者の個人に関する情報が記述されてお り法5条1号に該当する。当該情報は、慣行として公にされ、又は公に することが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。 また、同号ただし書口及びハにも該当しない。また、再任審査委員会委 員の情報を公開することで、当該委員が中傷や圧力、誤解等をうけるお それがあるため、同条4号へに該当する。

当該情報は一体として個人に関する情報であるため、追加で部分開示 をすることはできない。

(7) 非常勤講師, 客員教授等調書, 推薦理由書及び教育研究業績書

当該資料には、人事選考された個人の履歴、業績といった個人に関する情報が記述されており、法 5 条 1 号に該当する。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号

ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハにも該当しない。 加えて、推薦理由書を公開することで採用に関する基準に関して応募者 に誤解等を招く可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれのあるものに該当するため、同条 4 号へに該当する。

当該情報は一体として個人に関する情報であるため、追加で部分開示 することはできない。

(8) 名誉教授候補者一覧, 選考調書及び推薦理由書

当該資料には、名誉教授の候補者となった個人の氏名、経歴及び推薦 理由といった個人に関する情報が記述されており、法 5 条 1 号に該当す る。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されて いる情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただ し書口にも該当しない。

また、審査請求人は名誉教授の就任は本学の職員がその職務の遂行として行ったことに係る情報であり、法 5 条 1 号ただし書いに該当すると主張するが、当該資料においては職員が名誉教授の候補者として推薦されるという職務に関する情報であって、名誉教授の候補者となった職員の職務の遂行に関する情報ではないため、同号ただし書いに該当しない。当該情報は一体として個人に関する情報であるため、追加で部分開示をすることはできない。

7 議事録の不開示部分について

当該資料で不開示とした部分には、教員選考を実施した特定の組織名及び氏名が記入されており、個人に関する情報が記述されているため、法5条1号に該当する。特定の組織が教員選考を実施したという情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口にも該当しない。同号ただし書いも該当しない。加えて、不開示部分を明らかにすることで、他の資料において不開示としている部分が、識別できるようになり、人事管理の構想に関する情報が公となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものになるため、同条4号へに該当する。

また当該情報を部分開示することは、本学が慣行として公にしている情報と照合することで他の対象資料において不開示としている特定個人を識別することが可能となるため、追加で部分開示することはできない。

8 音声記録について

本学における法人文書の定義は国立大学法人長岡技術科学大学法人文書管理規則2条1項に定めており、「本学の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)であって、本学の職員が組織的に用いるものとして、本学が保有し

ているものをいう。」としている。

本件対象文書については、本学の職員が議事録作成のために、参考資料として録音した文書であり、職務上作成したことは認められるが、あくまで個人的なメモとして保存したものであり、組織的に用いているものではない。以上のことから、本件対象文書は法人文書に該当しないため、原処分を維持するものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月8日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月27日 審議

④ 同年5月21日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 文書1についてはその一部を法5条1号、3号及び4号へに該当するとして、文書2については法人文書に該当しないとして、不開示とする決定 (原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1は本件不開示部分の開示を求めるとともに、文書2は法人文書に該当するとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる部分を新たに開示するとしているが、その余の部分(以下「不開示維持部分」という。)はなお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性及び文書2の法人文書該当性について検討する。

- 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1) 不開示部分1について
 - ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 当該部分は、本学の教員を博士後期課程の指導教員として認定する ための情報であり、当該情報は、本学において公表していない。
 - イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - (ア) 当該部分は、博士後期課程の指導教員候補者に係る情報であり、 当該候補者の氏名、職名、所属の専攻名、資格発生日(承認日)、 生年月日、職歴及び研究業績等の記載が認められる。
 - (イ) 当該部分は、一体として当該教員に係る法5条1号本文前段に規 定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することがで

きるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに 該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、教員の氏名、職名、所属の専攻名、生年月日及び職歴は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、研究業績等は、長岡技術科学大学関係者等一定範囲の者には、当該教員の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない指導教員の認定に係る審議情報が明らかとなって、当該教員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。しかしながら、その余の部分である資格発生日(承認日)は、既に開示されている部分から推定することが可能であるから、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ、同項に基づき、部分開示すべきである。

したがって、当該不開示部分のうち資格発生日(承認日)部分は、 法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号 に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 当該部分は、本学の教員を修士課程の指導教員として認定するため の情報及び研究指導の委託の審査に係る情報である。不開示部分に は、指導教員候補者の氏名・職名が指導を受ける学生の氏名等とと もに記載されており、そのうち教員については、①修士課程の指導 教員候補者の氏名・職名、②既に指導教員として認定されている教 員の氏名・職名及び③学生の研究指導を委託する学外の者の氏名・ 職名等が記載されている。

なお、当該教員及び学生の氏名は本学において公表していない。

- イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - (ア) 当該不開示部分には、指導教員候補者の氏名・職名の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学生 の氏名及び学籍番号の記載が認められる。

(イ)上記①は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、上記①は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、不開示とすることが

妥当である。

(ウ)上記②は、既に指導教員として認定されている教員の氏名・職名であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該教員の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該教員は、既に指導教員として認定されている教員の氏名・職名であり、公表慣行がある職員に該当するとのことであるので、上記②は法5条1号ただし書イに該当する。

したがって、上記②は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- (エ)上記③は, (i)学生の研究指導の委託候補者である学外の者の 氏名・職名,委託先の組織名及び委託期間並びに(ii)学生の生年 月日,所属,長岡技術科学大学の指導教員の氏名・職名及び研究題 目が学生の氏名とともに記載されている。また,委託の必要性の内 容部分について,既に開示されていることが認められる。
 - a 上記(i)は、一体として当該学外の者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該学外の者の氏名・職名は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分である委託先の組織名及び委託期間は、当該学外の者の所属する機関の関係者及び知人といった一定範囲の者には、当該学外の者の特定が可能となることは否定し難く、長岡技術科学大学学生の研究指導の委託候補者であるという審議情報が明らかとなって、当該学外の者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

したがって、上記③の(i)は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 上記(ii)は、一体として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の生年 月日及び所属は、一体として個人識別部分であることから部分 開示の余地はなく、その余の部分である学生の長岡技術科学大 学の指導教員の氏名・職名及び研究題目は、学生の友人や知人 といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否 定し難く、既に開示されている委託の必要性など当該学生の教 育内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記③の(ii)は法5条1号に該当し、不開示と することが妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、入学者選抜試験における専攻・課程ごとの受験生の氏 名、得点及び専攻内順位等であることが認められる。

また、受験生の受験番号は開示されていることが認められる。

イ 当該不開示部分は、受験生の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該受験生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関 する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当す ると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められな い。また、受験生の氏名は、個人識別部分であるから法 6 条 2 項の部 分開示の余地はなく、その余の得点等の部分についても、これを公に すると、誰の得点等であるか特定できる可能性があり、当該受験生の 権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示でき ない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当該部分は、①学生の卒業認定及び修了認定に係る情報並びに②学 生の学位授与論文等の審査に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、学部、修士課程及び博士後期課程の学生の氏名、修得単位数及び不足単位数等である。これらの情報は本学において公表していないが、博士後期課程の学位授与者は、原則、本学において氏名等を公表していることから、当該学位授与者である学生の氏名等は開示している。

- (イ)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - a 上記①には、学部、修士課程及び博士後期課程の学生の卒業 (修了)認定に係る情報が記載されており、審査請求人が開示を 求めていない学生の氏名及び学籍番号とともに、(a)学部及び 修士課程の学生の修得単位数、不足単位数及び入学時期等、
 - (b) 博士後期課程の学生の修得単位数,不足単位数及び入学時期等並びに(c) 論文博士申請者の生年月日,現職及び最終学歴

等が記載されていることが認められる。

b 上記(a)は、学生の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人 に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも のに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該 当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の修得 単位数、不足単位数及び入学時期等は、学生の友人や知人といっ た一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、 他人に知られたくない当該学生の卒業(修了)認定に係る情報の 内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがな いとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①の(a)は法5条1号に該当し、不開示と することが妥当である。

c 上記(b)は,(i)学生の氏名が開示されている部分と(ii)学生の氏名が不開示にされている部分があり,それぞれ,学生の氏名とともに記載されていることから,学生ごとに一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ,また,同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、上記(i)は、既に個人識別部分である学生の氏名が開示されていることから、部分開示の余地はなく、上記(ii)は、学生の修得単位数、不足単位数及び入学時期等のいずれかを公にした場合、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない当該学生の修了認定に係る情報の内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①の(b)は法5条1号に該当し、不開示と することが妥当である。

d 上記(c)は、申請者の氏名が開示されており、一体として申請者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該申請者に係る不開示部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該申請者に係る不開示部分は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記①の(c)は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められず、既に個人識別部分である申請者の氏名が開示されていることから、部分開示の余地もないので、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記②について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - a 上記②は、学生の学位論文を審査するための情報であり、学生の修得単位数、在学期間及び論文審査結果の概要並びに学生の学位論文を審査する審査委員候補者(学内・学外審査委員)に係る部分が不開示となっており、当該不開示部分は、本学において公表していない。
 - b 原処分時点において、博士課程の学位を授与された学生の氏名 及び当該審査を行った審査委員(学内・学外審査委員)の氏名等 は、原則、公表しているので、当該公表部分と同様の部分は開示 しているところである。
 - c 本学において初めて学生の学位論文審査を行う学外審査委員に ついては、審議資料として略歴があり、当該略歴の内容を不開示 としている。
 - d なお、改めて上記②の記載内容を確認したところ、平成29年 度第3回教授会の審査委員候補者名簿(平成29年8月修了予定 者)の3枚目の下から3人目の不開示部分については、原処分時 点において公表されている情報であるにもかかわらず誤って黒塗 りされている部分であり、当該部分については改めて開示の実施 を行う。
- (イ)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - a 上記②は、(a)学生の修得単位数、在学期間及び論文審査結果の概要等、(b)学生の専攻名及び論文題目等、(c)学生の 論文を審査する学内・学外審査委員の氏名・職名並びに(d)学 外審査委員候補者の生年月日、現住所、学位、専攻分野、学歴・ 職歴及び主たる研究業績の内容の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学 生の氏名等の記載が認められる。

b 上記(a)は、学生の氏名が開示されている部分と学生の氏名 が不開示にされている部分があり、それぞれ、学生の氏名ととも に記載されていることから、学生ごとに一体として法5条1号本 文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名が開示されている部分は、既に個人識別部分である学生の氏名が開示されていることから、部分開示の余地はなく、学生の氏名が不開示にされている部分は、学生の修得単位数、在学期間及び論文審査結果の概要等のいずれかを公にした場合、学生の知人や友人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない当該学生の学位授与審査の内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記②の(a)は法5条1号に該当し、不開示と することが妥当である。

c 上記(b)は、学生の氏名等が開示されている部分と学生の氏名等が不開示にされている部分があり、それぞれ、学生の氏名とともに記載されていることから、学生ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名等が開示されている部分は、既に個人識別部分である学生の氏名が開示されていることから、部分開示の余地はなく、学生の氏名等が不開示にされている部分は、学生の専攻名は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である学生の論文題目等は、学生の知人や友人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない当該学生の学位授与審査の内容が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記②の(b)は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

d 上記(c)は、学内・学外審査委員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該学内・学外審査委員の公表慣行について、改めて確認させたところ、学内審査委員の氏名・職名は公表慣行がな表慣行があるものの、学外審査委員の氏名・職名は公表慣行がな

いとのことである。

そうすると、学内審査委員の氏名・職名は、長岡技術科学大学において公表慣行があると認められるので、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、学外審査委員の氏名・職名は長岡技術科学大学において公表慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められず、また、当該部分は、個人識別部分であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、上記②の(c)のうち学内審査委員の氏名・職名は、法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、学外審査委員の氏名・職名は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

e 上記(d)は,(i)学外審査委員の氏名が不開示にされている部分と(ii)学外審査委員の氏名が開示されている部分があり、それぞれ、学外審査委員の氏名とともに記載されていることから、学外審査委員ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

上記(i)について検討すると、上記(i)は、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、生年月日、現住所及び学歴・職歴は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、学位、専攻分野及び主たる研究業績の内容等は、当該学外審査委員の所属する機関の関係者や知人といった一定範囲の者には、当該学外審査委員を特定することは否定し難く、当該学外審査委員候補者であるという機微な情報が明らかとなって、当該学外審査委員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記②の(d)(i)は、法5条1号に該当し、 不開示とすることが妥当である。

f 上記(ii)について検討すると、上記(ii)は、学外審査委員候補者の情報であるものの、原処分時点において氏名等が公表されているので、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該学外審査委員に係る不開示部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、平成29年度第1回教授会代議員会の審査委員候補者名簿の左側の者に係る専攻分野及び主たる研究業績部分、同名簿の右側の者に係る学位(取得月を除く。)、専攻分野、学歴・職歴(月を除く。)及び主たる研究業績部分、平成29年度

第3回教授会の審査委員候補者名簿2枚目の左側の者に係る生年 月日及び現住所を除く全ての部分、同名簿2枚目の右側の者に係 る現住所及び学歴・職歴欄の上から1行目を除く全ての部分、同 名簿3枚目の左側の者に係る生年月日、現住所及び学位の取得年 月を除く全ての部分、同名簿3枚目の右側の者に係る学歴・職歴 欄の下から2行目及び3行目(年月を除く。)部分,同名簿4枚 目の右側の者に係る生年月日(月日を除く。)、学位(取得年月 を除く。),専攻分野,学歴・職歴欄の上から7行目(年月を除 く。), 8行目(月を除く。), 10行目(月を除く。), 11 行目(月を除く。), 12行目(月を除く。)及び主たる研究業 績部分, 同名簿5枚目の者に係る生年月日(日を除く。), 学位, 専攻分野、学歴・職歴欄の上から1行目、7行目ないし10行目、 11行目(年月を除く。)及び主たる研究業績部分,平成29年 度第4回教授会代議員会の審査委員候補者名簿1枚目の者に係る 学位(取得年月を除く。),専攻分野,学歴・職歴欄の上から2 行目(月及び研究科・課程の名称を除く。), 3行目, 4行目 (月を除く。), 5行目(月を除く。), 6行目(月を除く。), 7行目(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業 績部分並びに同名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分 については公表慣行のある情報であり,これらの情報を除く部分 については、公表慣行はないとのことである。

そうすると、諮問庁が上記により公表慣行があると説明する部分は、法5条1号ただし書イに該当し、その余の部分は、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、既に個人識別部分である学外審査委員の氏名が開示されていることから、部分開示の余地もない。

したがって、上記②の(d)のうち諮問庁が上記により公表慣行があると説明する部分は、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 当該部分は、学生が大学以外の教育施設等において学修した結果を 本学における履修とみなして単位認定するための資料であり、当該 不開示部分は個人に関する情報であり、本学において公表していない。

イ 以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、学生の所属、学年、認定科目名、認定科目の成績 等の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学生 の氏名及び学籍番号の記載が認められる。

(イ) 当該部分は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体 として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する 情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する と認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認め られない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の所属及び学年は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、認定科目名(英語に係る認定科目名部分を除く。)及び認定科目の成績等は、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない単位認定に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

しかしながら、英語に係る認定科目名部分については、開示されている内容等から推認できる内容が記載されているものにすぎず、個人を特定できるほどの詳細かつ具体的な情報が含まれているとは認められないことから、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ、法6条2項に基づき、部分開示すべきである。

- (ウ) したがって、英語に係る認定科目名部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- (6) 不開示部分6について
 - ア 当該部分には、①教員の採用に係る申請書、②教員選考委員会設置 依頼書、③教員選考委員会委員の交代、④教員選定過程報告書、⑤ 履歴書、推薦理由書及び教育研究業績の概要、⑥任期付教員再任希望申出書、教育研究業績書、再任審査委員会候補者名簿及び再任審査結果報告書、⑦非常勤講師、客員教授等調書、推薦理由書及び教育研究業績書並びに⑧名誉教授候補者一覧、選考調書及び推薦理由書に関する情報が記載されていることが認められる。
 - イ 上記①及び②について
 - (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①の教員の採用に関する申請書は、教員の採用等を要望する

特定の組織の長が、学長に対し、教員の採用等の実施を要望するための文書である。

学長は、当該申請書を受け、教育研究評議会の議を経て、採用等 の人事の実施の可否を決定することとなっている。

上記②の教員選考委員会設置依頼書は、採用等を要望する特定の 組織の長が上記決定を踏まえ、学長に対し、教員選考委員会の設置 を依頼するものである。

上記①及び②は、個人(教員)に関する情報及び人事管理上の情報等であり、公にした場合、当該人事管理情報等が外部に知られてしまい、長岡技術科学大学における教員の選考に係る業務に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

なお、当該申請者の情報(当該申請者の印影含む。)は、本学に おいて公表していない。

- (イ)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - a 上記①及び②には、(a)特定の組織の長の氏名・職名及び印 影、(b)教員採用予定の概要並びに(c)教員選考委員会委員 候補者名簿が記載されていることが認められる。
 - b 上記(a)のうち特定の組織の長の印影部分は、法5条1号本 文前段に規定する個人(教員)に関する情報であって、その固有 の形状が、特定の個人を識別することができる情報として意味を 有するものと認められる。そして、当該印影は、公にする慣行が あるとまでは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同 号ただし書口及びハに該当する事情も存しない。また、法6条2 項による部分開示の検討をすると、当該印影は、特定の個人を識 別することができる部分であることから、部分開示の余地はない。

一方、上記(a)のうち特定の組織の長の氏名・職名部分は、法5条1号本文前段の特定の個人(教員)を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該教員の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該教員の氏名・職名は公表慣行があるとのことである。

そうすると、特定の組織の長の氏名・職名部分は長岡技術科学 大学において公表慣行があるので、法 5 条 1 号ただし書イに該 当する。また、当該部分は、特定の組織の長である教員が教員 採用等の選考を実施したという情報にすぎないので、公にする ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不 当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を 及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記①及び②の(a)のうち特定の組織の長の印影部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、特定の組織の長の氏名・職名部分は、同条1号、3号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

c 上記(b)は,(i)公募及び(ii)人事交流等による教員の採用に係る概要部分であり,それぞれに採用予定職,採用後の所属,採用後の担当専攻等・講座(博士課程専攻名),採用予定年月日,後任補充の場合の前任・後任の関係,専門分野,職務内容,募集の方法,応募資格,応募書類及び選考方法の記載が認められる。

公募に係る後任補充の場合の前任・後任の関係部分及び人事交流等に係る全ての項目については、公となっていない人事管理上の情報であり、公にした場合、当該人事管理情報が外部に知られてしまい、長岡技術科学大学における教員の選考に係る業務に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

しかしながら、公募の場合における後任補充の場合の前任・後 任の関係部分を除く部分については、特定の個人を識別すること ができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公に することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの に該当せず、また、人事管理上の情報等とまではいえない一般的 な内容や実際に公募した公募要領と同様の内容にすぎないので、 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支 障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記①及び②の(b)のうち公募に係る後任補充の場合の前任・後任の関係部分を除く部分は、法5条1号、3号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号へに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 上記(c)は、教員選考委員会委員の氏名・職名であり、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、長岡技術科学大学は、同委員会委員の氏名・職名は公表しておらず、また、同委員

会の設置根拠となる国立大学法人長岡技術科学大学教員選考手続要領において、「教員選考委員会は、学長が教授会の意見を聴いて採用しようとする職ごとに(i)採用しようとする職の専攻等の教授3人、(ii)当該専攻等以外の教授1人、(iii)副学長1人をもって組織する」とされており、上記(i)ないし(iii)により指名の可能性がある者は、それぞれ複数名いるため、いずれの者が委員に指名されるのか明らかとなっておらず、同委員会委員長についても、上記(i)ないし(iii)により指名された委員の中から学長が指名することとなっているので、いずれの者が同委員会委員長に指名されるのか明らかとなっていない旨説明する。

当審査会において,諮問庁から,国立大学法人長岡技術科学大学教員選考手続要領の提示を受けて確認すると,上記諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、上記(c)は、国立大学法人長岡技術科学大学教員選考手続要領により委員の氏名・職名を特定することはできず、長岡技術科学大学において公表慣行があるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記①及び②の(c)は法5条1号に該当し、同条3号及び4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記③について

上記③は、(i)教員選考委員会委員の氏名・職名並びに(ii)採用予定職及び採用予定年月日等である。

- (ア)上記(i)は、上記イ(イ) dと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条3号及び4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (イ) しかしながら、上記(ii) は、特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当せず、また、人事管理上の情報等とまではいえない一般的な内容や実際に公募した公募要領と同様の内容にすぎないので、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記③の(ii)は、法 5 条 1 号、 3 号及び 4 号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

採用等を要望する特定の組織の長等は、教員選考委員会が採用候補者を選定した際に、学長に対し、教員選定過程報告書を提出することとなっている。

教員選定過程報告書は、個人(教員)に関する情報及び人事管理 上の情報であり、公にした場合、当該人事管理情報が外部に知られ てしまい、長岡技術科学大学における教員の選考に係る業務に影響 を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすお それがある。

なお、当該申請者の情報(当該申請者の印影含む。)は、本学に おいて公表していない。

- (イ)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - a 上記④には、(a)特定の組織の長の氏名・職名及び印影、 (b)募集の概要並びに(c)選考方法等が記載されていること が認められる。
 - b 上記④の(a)は、上記イ(イ)bと同様の理由により、特定の組織の長の印影部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、特定の組織の長の氏名・職名部分は、同条1号、3号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。
 - c 上記(b)は,(i)公募及び(ii)人事交流等による教員の採用に係る概要部分であり,それぞれに採用予定職,採用後の所属,採用後の担当専攻等・講座(博士課程専攻名),採用予定年月日,後任補充の場合の前任・後任の関係,募集の方法及び募集の詳細の記載が認められ,上記イ(イ)cと同様の理由により,公募に係る後任補充の場合の前任・後任の関係部分を除く部分は,法5条1号,3号及び4号へのいずれにも該当せず,開示すべきであるが,その余の部分は,同号へに該当し,同条1号及び3号について判断するまでもなく,不開示とすることが妥当である。
 - d 上記(c)は,(i)公募及び(ii)人事交流等による教員の 選考方法等部分であり、それぞれに募集開始日、応募締切日、応 募人数、一次選考(書類選考)期間、一次選考合格者、一次選考 の概要、二次選考(面接等)実施日、教員選考委員会開催日及び 最終選考の概要の記載が認められる。

公募に係る募集開始日及び応募締切日を除く部分並びに人事交

流等に係る募集開始日,応募締切日及び応募人数を除く部分は,公となっていない人事管理上の情報であり,公にした場合,当該人事管理情報が外部に知られてしまい,教員の選考に係る業務に影響を及ぼすこととなり,公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

しかしながら、公募に係る募集開始日及び応募締切日は、実際 に公募した公募要領と同様の内容にすぎず、人事交流等に係る募 集開始日、応募締切日及び応募人数は、その選考方法等から記載 内容が推認できる部分であるので、特定の個人を識別することが できるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にす ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに 該当せず、また、公にすることにより、率直な意見の交換若しく は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑 な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記④の(c)のうち公募に係る募集開始日及び応募締切日並びに人事交流等に係る募集開始日、応募締切日及び応募人数部分は、法5条1号、3号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号へに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 上記⑤及び⑦について

(ア)上記⑤及び⑦は、教員及び非常勤講師等を採用等するための選考 資料である履歴書、推薦理由書、教育研究業績の概要等であり、個 人の生年月日、現住所、学歴、職歴、推薦理由及び教育研究業績の 内容等の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、着任前の個人の氏名の記載が認められる。

(イ)上記⑤及び⑦は、個人の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該個人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、長岡技術科学大学は、教員等の選考に係る履歴書、推薦理由書及び教育研究業績の概要等の内容は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、長岡技術科学大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の生年月日、

現住所、学歴及び職歴は、一体として個人識別部分であることから 部分開示の余地はなく、また、その余の部分である推薦理由及び教 育研究業績の内容等は、公にすることにより、当該個人の友人や知 人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは 否定し難く、それらの者に当該個人が採用等のために選考中である という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害する おそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑤及び⑦は法5条1号に該当し、同条4号へに ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 上記⑥について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

任期付教員の再任の可否に係る審査情報であり、当該教員が再任 審査されるという情報は本学において公表していない。

また、再任審査委員会委員の氏名に係る部分も、公表しておらず、再任審査委員会の設置根拠となる国立大学法人長岡技術科学大学教員の再任審査手続要領によると、「学長は、再任希望の申出があった際に、教授会の意見を聴いて、(i)再任希望教員の専攻等の教授3人、(ii)(i)の専攻等以外の教授1人及び(iii)副学長1人をもって構成」することとなっており、上記(i)ないし(iii)により指名の可能性がある者は、それぞれ複数名在職しているため、いずれの者が委員に指名されるのか明らかとなっておらず、再任審査委員会委員長についても、上記(i)ないし(iii)により指名された委員の中から学長が指名することとなっているので、いずれの者が委員長に指名されるのか明らかとなっていない。

- (イ)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - a 上記⑥は、任期付教員の再任の可否についての選考資料である (i)任期付教員再任希望申出書、(ii)教育研究業績書、
 - (iii) 再任審査委員会候補者名簿及び再任審査の結果を学長に報告するための(iv) 再任審査結果報告書であり、(i) 及び(ii)には、任期付教員の氏名・職名・印影、現在の任期及び教
 - (ii)には、任期付教員の氏名・職名・印影、現在の任期及び教育研究業績書等の記載があり、(iii)には、任期付教員の氏名・職名、現在の任期、再任審査委員会委員長の氏名・印影及び同委員会委員の氏名・職名の記載があり、(iv)には、再任審査委員会委員長の氏名・印影、任期付教員の氏名・職名、現在の任期、再任後の任期及び再任可否の理由等の記載が認められる。
 - b 任期付教員及び再任審査委員会委員長の印影部分は、法5条1

号本文前段に規定する個人に関する情報であって、その固有の形状が、特定の個人を識別することができる情報として意味を有するものと認められる。そして、当該印影は、公にする慣行があるとまでは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も存しない。また、法6条2項による部分開示の検討をすると、当該印影は、特定の個人を識別することができる部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、上記⑥のうち任期付教員及び再任審査委員会委員 長の印影部分は法5条1号に該当し、同条4号へについて判断す るまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 任期付教員の氏名・職名,現在の任期,教育研究業績書,再任後の任期及び再任可否の理由等部分は,一体として当該任期付教員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また,同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、任期付教員の氏名・職名は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である現在の任期及び教育研究業績書、再任後の任期及び再任可否の理由等部分は、長岡技術科学大学関係者及び当該任期付教員の知人といった一定範囲の者には、当該任期付教員の特定が可能となることは否定し難く、当該任期付教員に係る再任審査という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められない。したがって、上記⑥のうち任期付教員の氏名・職名、現在の任期、教育研究業績書、再任後の任期及び再任可否の理由等部分は、法5条1号に該当し、同条4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 再任審査委員会委員長及び同委員会委員の氏名部分は、いずれ も法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特 定の個人を識別することができる情報であることが認められる。 そこで、当審査会において、諮問庁から、国立大学法人長岡技術 科学大学教員再任審査手続要領の提示を受けて確認すると、上記 (ア)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、再任審査委員会委員長及び同委員会委員の氏名部分は、国立大学法人長岡技術科学大学教員再任審査手続要領により委員の氏名を特定することはできず、長岡技術科学大学において公表慣行があるとは認められないことから、法5条1号ただし

書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑥のうち再任審査委員会委員長及び同委員会 委員の氏名部分は法5条1号に該当し、同条4号へについて判断 するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

e しかしながら、再任審査委員会委員の職名部分は、既に開示されている情報と同一の情報であると認められるので、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記⑥のうち再任審査委員会委員の職名部分は法 5条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑧について

- (ア)上記⑧は、名誉教授称号授与の審議のための情報であり、個人の 氏名、在職時所属、退職年月日、勤務年数及び推薦理由等の記載が 認められる。
- (イ)上記⑧は、一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、長岡技術科学大学は、名誉教授称号授与の審議に係る情報は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、長岡技術科学大学において公表慣行があるとは認められないので、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名及び在職時所属は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である退職年月日、勤務年数及び推薦理由等は、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該個人が名誉教授称号授与のための審議情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすること が妥当である。

(7) 不開示部分7について

ア 当該部分は、他大学からの転入学者を選考するための情報であり、 学生に係る転入学後の所属名、学歴、国籍、生年月日、既修得単位数、 転入学後の認定単位数及び指導教員等の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学生の 氏名の記載が認められる。

イ 当該不開示部分は、学生の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関す る情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する と認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認めら れない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の所属名、学歴、国籍及び生年月日は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、既修得単位数、転入学後の認定単位数及び指導教員等は、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない当該学生の転入学の選考に係る機微な情報が知られることとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該不開示部分は法 5 条 1 号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(8) 不開示部分8について

ア 当該部分は、学生が所属する専攻を変更する転専攻の選考のための情報であり、学生の生年月日、転専攻前の所属名、既修得単位数、転 専攻の理由、転専攻後の所属名、認定単位数及び指導教員等の記載が 認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学生の 氏名及び学籍番号の記載が認められる。

イ 当該不開示部分は、学生の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関す る情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する と認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認めら れない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の生年月日及び転専攻前の所属名は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、既修得単位数、転専攻の理由、転専攻後の所属名、認定単位数及び指導教員等は、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、他人に知られたくない当該学生の転入学に係る機微な情報が知られることとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当該部分は、入学料未納者に係る情報であり、学生の所属、学年、 入学料徴収猶予の内容及び未納額の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めていない不開示部分として、学生の 氏名及び学籍番号の記載が認められる。

イ 当該不開示部分は、学生の氏名とともに記載されていることから、 一体として当該学生に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関す る情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する と認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認めら れない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の所属及び 学年は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はな く、入学料徴収猶予の内容及び未納額は、他人に知られたくない当該 学生の入学料未納に係る機微な情報であるので、当該学生の権利利益 を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(10) 不開示部分10について

- ア 当該部分は、①採用等を要望する特定の組織の長の氏名・職名並び に②教員採用予定の概要に係る職務内容及び応募書類部分であること が認められる。
- イ 上記①は、特定の個人(教員)を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該教員の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該教員の氏名・職名は公表慣行があるとのことである。

そうすると、特定の組織の長の氏名・職名部分は長岡技術科学大学において公表慣行があるので、法 5 条 1 号ただし書イに該当する。また、当該部分は、特定の組織の長である教員が教員採用等の選考を実施したという情報にすぎないので、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記①は法5条1号及び4号へのいずれにも該当せず、 開示すべきである。

ウ 上記②は、人事管理上の情報とまではいえない一般的な内容や実際 に公募した公募要領と同様の内容にすぎないので、特定の個人を識別 することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの に該当せず、また、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保 に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記②は法5条1号及び4号へのいずれにも該当せず、 開示すべきである。

- 3 文書2の法人文書該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、音声記録の取得の状況、 管理・保存の状況及び利用状況等について、改めて確認させたところ、 諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 教授会の議事要旨は、通常、本学の職員が手書きでとったメモをベースに作成しており、音声記録はそれを補うために使用するものである。具体的には、担当職員が職務上義務付けられている議事要旨の作成に当たり、質疑応答が紛糾するなど発言主旨が不明となった場合にのみこれを使用し、確認するものである。

なお,本学の文書管理規則においては,音声記録の取扱いについて 定めがなく,飽くまで個人的に使用するための記録であり,組織的に 用いているものではない。

- イ 音声記録は、録音後、議事要旨作成が完了するまで、長岡技術科学 大学が保有し、議事要旨の作成を担当する部署において共有されてい る I C レコーダーに一時的に保存しているが、保存を義務付ける取扱 いもなく、担当職員が自己の判断によりデータを削除している。
- (2)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。
 - ア 諮問庁は、音声記録について、文書管理規則に定めがなく、飽くまで個人的に使用するための記録であり、組織的に用いるものではない 旨説明する。

しかしながら、上記(1)の諮問庁の説明によると、教授会の議事要旨作成に当たり、発言主旨が不明な場合にそれを補うことを目的に音声記録を使用することがあるとのことであるので、音声記録は、担当職員が職務上、作成が義務付けられている教授会議事要旨を作成するための補助手段になっているものと認められる。また、その管理・保存の状況についても、担当職員のみが利用可能な状態にあったとは認められない。

以上のような音声記録の性質及び利用状況等を踏まえると、音声記録は、教授会の議事要旨作成のために、担当部署において利用及び保存される電磁的記録であるといえ、法人文書としての組織共用性が認められる。

イ したがって、音声記録は、法2条2項に規定する法人文書に該当すると認められるから、これにつき、改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、 上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、 公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁 量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは 認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記 判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1の一部を法5条1号、3 号及び4号へに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号へに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、3号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであり、文書2を法2条2項に規定する法人文書に該当しないとして不開示とした決定については、文書2は法人文書に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別表

				-
1		2	3	4
本件不開	引示部分	不開示理	原処分の誤	開示すべき部分
		由(法5	りであり改	
		条)	めて開示す	
			る部分	
不開示	指導教員の資格認定	1号		資格発生日(承認日)
部分 1	に係る情報			部分(7頁)
不開示	大学院学生の指導教	1号		既に指導教員として認
部分 2	員等に係る情報			定されている教員の氏
				名・職名部分(57
				頁, 137頁及び28
				6頁)
不開示	入学者選抜試験の選	1号		
部分 3	考に係る情報			
不開示	卒業・修了認定及び	1号	平成29年	学内審査委員の氏名・
部分 4	学位授与論文等の審		度第3回教	職名(128頁ないし
	査委員候補者に係る		授会の審査	131頁,218頁,
	情報		委員候補者	2 4 6 頁, 2 4 7 頁及
			名簿(平成	び251頁)
			29年8月	平成29年度第1回教
			修了予定	授会代議員会の審査委
			者)の3人	員候補者名簿の左側の
			目の下から	者に係る専攻分野及び
			3 行目の不	主たる研究業績部分
			開示部分に	(4頁)
			ついては,	上記名簿の右側の者に
			原処分時点	係る学位(取得月を除
			において公	く。),専攻分野,学
			表されてい	歴・職歴(月を除
			る情報であ	く。)及び主たる研究
			るにもかか	業績部分(4頁)
			わらず誤っ	平成29年度第3回教
			て黒塗りさ	授会の審査委員候補者
			れている部	名簿2枚目の左側の者
			分であり,	に係る生年月日及び現

当該部分に│住所を除く全ての部分 ついては改| (133頁) めて開示の 上記名簿2枚目の右側 実 施 を 行 | の者に係る現住所及び う。(13 学歴・職歴欄の上から 0頁) 1行目を除く全ての部 分(133頁) 上記名簿3枚目の左側 の者に係る生年月日, 現住所及び学位の取得 年月を除く全ての部分 (134頁) 上記名簿3枚目の右側 の者に係る学歴・職歴 欄の下から2行目及び 3 行目 (年月を除 く。) 部分(134 頁) 上記名簿4枚目の右側 の者に係る生年月日 (月日を除く。), 学 位(取得年月を除 く。),専 攻分野, 学歴・職歴欄の上から 7 行目 (年月を除 く。)、8行目(月を 除く。)、10行目 (月を除く。), 11 行目(月を除く。)、 12行目(月を除 く。)及び主たる研究 業績部分(135頁) 上記名簿5枚目の者に 係る生年月日(日を除 く。), 学位, 専攻分 野、学歴・職歴欄の上 から1行目、7行目な

いし1 0 行目, 1 1 行目(年月を除く業績部分(136頁) 平成29 度第4 個教長機構各等の者に除くを)、職人の上が研究終く。)、時間(程の行き、)、り、5 行行目ならので、)、り、6 行子・課、3 行を除くを除ししれて研究に、)、6 行子・課、3 行を除くを除ししれて研究に、)、6 行子の目ので、)、1 日本を解える。)、1 日本を除るを除いしまり、1 日本の研究には、1 日本の部分(2 2 1 9頁)、上記なる現代を認定の部分(2 2 1 9頁)、大だし、報の選者及び名誉教を関する。 「①ないしの選案を受ける。」の表別の表別の表別では、1 年間のは、1			ı	T	
び主たる研究業績部分(136頁) 平成29年度第4回教 授会代議名簿1を開発を 員候補名学1の書を 野の子型行・課の で除く。)、ののででは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの					いし10行目,11行
(136頁) 平成29年度第4回教授会代議員会の審査目の報告に係るの書類に係る学位(取事欄の上がら2行目理を除く。), 3行目行目で解験では、1月の名目を除く。), 5行目行目のが研究により、1月の名目のでででは、1月の名目のでででは、1分のでは、					目(年月を除く。)及
平成29年度第4回教授会代議員会の審査委員候補名第1の枚目に係る学位(取事功分野,学歴・職欄の上がら2行目目及び研究科・課程の日のででででででででででででででででででででででででででででででででででで					び主たる研究業績部分
授会代議員会の審査委員候補名名簿1 枚明年月を除く。), の事態を開いる。 一般に係る学位(取得年月を除く。), ののをでいる。 一般に関する。 一般に					(136頁)
具候補者名簿1枚目の者に係る学位(取得年月を除く。),専政分野,学歴・職歴欄及び研究科・課程の名称を除く。),3行目(月を除く。),5行目(月を除く。),5行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),8行目ないし11行程のの主に係る研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全での部分を21頁)上記名簿の2枚目の者に係る明に係る認定和目名部分(221頁)を語る認定和目名部分(58頁)ただし、報の選考等に係る情報のないしの教員の採用に係る申請書を必ず4号の経知の長の氏名・職名部分(17頁、19頁、45頁ないしり、教員選考委員会設とは3号にも該当後は3号にも該当後は3号にも該当後は3号にも該当後は3号にも該当の交代の235頁、235頁、235頁、235頁、235頁、235頁、235頁、235頁、					平成29年度第4回教
者に係る学位(取得年月を除く。), 専攻分野,学歴・職歴欄の上から2行目(月及び研究科・課程の名称を除く。), 3行目(月を除く。), 5行目(月を除く。), 5行目(月を除く。), 5行目(月を除く。), 7行目(月を除く。), 8行目ないし11行目及び主たる明全は一個では多数分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く。), 8行目ないの研究業績部分(221頁)を除く。), 8行目ないの研究業績の名をの部分(221頁)を除く。), 8行目ないのの書に係る情報のとの者に係る認定と料目の者に係る認定と料目名部分(58頁)を形し、1号の選考等に係る情報の長の氏名・職名部分(17項、19項、45頁ないしのでは3号のが4号のが4号の採用に係る申請書を必要を表しているのでは3号のでは4号のでは4号のでは4号のでは4号のでは4号のでは4号のでは4号のでは4					授会代議員会の審査委
月を除く。), 専政分野、学歴・職歴欄の上から2行目(月及び研究科・課程の名称を除く。), 3行目, 4 行目(月を除く。), 5行目(月を除く。), 5行目(月を除く。), 6行目(月を除く。), 7行目(月を除く。), 8行目ないし11行目及び主たる明空業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く。), 8行目ないの研究業績をの3項性所を除く。), 8行目ないの研究業績の2枚目の者に係る認定科目名簿の2枚目の者に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考等に係る情だし、 ①及び② 特定の組織の長の氏名・職名部分(17頁, 19頁, 45頁ないし50頁, 75頁, 76頁, 85頁, 86頁, 177頁ないし1の数員選考委員会委 ⑤ないし員の交代 30頁, 235頁, 236頁, 297頁, 298頁, 303頁ない					員候補者名簿1枚目の
野, 学歴・職歴欄の上から2行目(月及び研究科・課程の名称を除く。),3行目(月を除く。),5行目(月を除く。),6行目(月を除く。),6行目(月を除く。),6行目(月を除く。),7行目ないし11行目ない五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二					者に係る学位(取得年
から 2 行目 (月及び 研究科・課程の名称を除く。), 3 行目, 4 行目 (月を除く。), 5 行目 (月を除く。), 5 行目 (月を除く。), 6 行目 (月を除く。), 7 行目 (月を除く。), 6 行目 (月を除く。), 7 行目 ないし1 1 行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁)英語に係る認定科目名部分5 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号					月を除く。),専攻分
研究科・課程の名称を除く。)、3行目、4 行目 (月を除く。)、5行目(月を除く。)、5行目(月を除く。)、6行目(月を除く。)、6行目(月を除く。)、8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁)不開示 教員選考及び名誉教 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) でだし、①ないしの選考等に係る情報 ②教員選考委員会設置依頼書 ②教員選考委員会委員の交代 のではも該 第0頁、235頁、86頁、177頁ないし180頁、235頁、26頁、297頁、298頁、303頁ない					野,学歴・職歴欄の上
を除く。),3行目,4 行目(月を除く。),3行目(月を除く。),5行目(月を除く。),6行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁)不開示。数員選考及び名誉数 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 「及び②特定の組織の長の氏名・職名部分(17頁,19頁,45頁。及び4号 では3号 では3号 では3号 では3号 では3号 では3号 では3号 では3					から2行目(月及び
4 行 目 (月 を除く。),5行目(月を除く。),5行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁) 英語に係る認定科目名部分5 不開示 教員選考及び名誉教 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考等に係る情報 ①及び② 特定の組織の長の氏名・職名部分(170)教員の採用に係る申請書 及び4号 にしち0頁,75頁,76頁,85頁,86回,177頁ないし1の交代 ②教員選考委員会委員の交代 ②なり選挙を受してでは4号 ので代 ②は4号 36頁,297頁,298頁,303頁ない					研究科・課程の名称
(3),5行目(月を除く。),6行目(月を除く。),6行目(月を除く。),7行目(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁)交部分(221頁)を語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 部分5 単位認定に係る情報 円号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 授の選考等に係る情報 でただし、別教員の採用に係る申請書 では、1つないし、1つないのでは、2、職名部分(17頁、19頁、45頁ないし50頁、75頁、76頁、85頁、86頁、177頁ないし180頁、75頁、76頁、85頁、86頁、177頁ないし180頁、235頁、236頁、297頁、236頁、297頁、298頁、303頁ない					を除く。),3行目,
除く。),6行目(月を除く。),7行目(月を除く。),7行目(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁)上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁)不開示部分5					4 行目(月を除
を除く。),7行目 (月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分 (219頁) 上記名簿の2枚目の者 に係る現住所を除く全 ての部分(221頁) 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名 部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② 特定の組織の長の氏 名・職名部分(17 ①教員の採用に係る 申請書 ②教員選考委員会設 置依頼書 ③教員選考委員会委 員の交代 ②は4号 76頁,85頁,86 頁,177頁ないし1 3教員選考委員会委 員の交代 ②は4号 76頁,85頁,86 頁,177頁ないし1 80頁,235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない					く。),5行目(月を
(月を除く。),8行目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁) 上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁) 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② ・特定の組織の長の氏名・職名部分(170)・1分員の採用に係る申請書 及び4号 のよりの採用に係る申請書 及び4号 のはも該置依頼書 ②教員選考委員会委 当の交代 ②は4号 の交代 ②は4号 の交代 ②は4号 の交代 ③なり選定過程報告 ②をはいし50頁、75頁、76頁、85頁、86頁、177頁ないし180頁、235頁、297頁、298頁、303頁ない					除く。)、6行目(月
目ないし11行目及び主たる研究業績部分(219頁) 上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁) 英語に係る認定科目名部分5 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教					を除く。),7行目
主たる研究業績部分 (219頁) 上記名簿の2枚目の者 に係る現住所を除く全 ての部分(221頁) 不開示 部分5 不開示 部分6 教員選考及び名誉教 形の選考等に係る情 報 の選考等に係る情 報 の選考等に係る情 報 の選考等に係る情 報 の取がし の選考等に係る情 をだし、 ①ないし ①教員の採用に係る 申請書 ②教員選考委員会設 置依頼書 ③教員選考委員会委 員の交代 ④は4号 へにも該 当 ⑤ないし ③ないし ③ないし ③ないし 3教員選考委員会委 員の交代 ④は4号 へにも該 当 ⑤ないし ③ないし 3を顧う。235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない					(月を除く。),8行
(219頁) 上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁) 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② 行の選考等に係る情報 ①ないし 名・職名部分(17項)教員の採用に係る申請書 及び4号 いし50頁,75頁,2教員選考委員会設 へにも該 置依頼書 当					目ないし11行目及び
上記名簿の2枚目の者に係る現住所を除く全ての部分(221頁) 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② 特定の組織の長の氏 名・職名部分(17 ①教員の採用に係る申請書 及び4号 ②教員選考委員会設 当					主たる研究業績部分
に係る現住所を除く全 ての部分(221頁) 不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名 部分5					(219頁)
不開示 単位認定に係る情報 1号 英語に係る認定科目名部分5 第目の選者等に係る情報 1号 での選者等に係る情報 1号 であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(58頁) であり(17頁) であり(17頁) であり(17頁) でありの採用に係る申請書 なび4号 ではも該申請書 なび4号 ではも該 では報書 では、でも該では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で					上記名簿の2枚目の者
不開示 部分5単位認定に係る情報 部分 (58頁)1号 部分 (58頁)英語に係る認定科目名 部分 (58頁)不開示 部分 6教員選考等に係る情 程の選考等に係る情 報 ① ないし ① 教員の採用に係る 申請書 ② 教員選考委員会設 置依頼書 ③ 教員選考委員会委 員の交代 ④ (14号) ② (14号) ③ (14号) ④ (14号) ③ (14号) ④ (14号) 					に係る現住所を除く全
部分5 部分(58頁) 不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② 特定の組織の長の氏 2・職名部分(17 項)教員の採用に係る ④は3号 申請書 及び4号 いし50頁,75頁,2教員選考委員会設 当 2 35頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない					ての部分(221頁)
不開示 教員選考及び名誉教 1号 ①及び② 特定の組織の長の氏 授の選考等に係る情 ただし, 報 ①ないし ②教員の採用に係る ④は3号 申請書 及び4号 ②教員選考委員会設 へにも該 置依頼書 当 ②教員選考委員会委 ⑤ないし 3の交代 ②は4号 ②教員選定過程報告 へにも該 98頁,303頁ない	不開示	単位認定に係る情報	1号		英語に係る認定科目名
部分6 授の選考等に係る情 ただし、	部分5				部分(58頁)
報①ないし ①教員の採用に係る 申請書 ②教員選考委員会設 置依頼書 ③教員選考委員会委 員の交代 ④教員選定過程報告名・職名部分(17 頁,19頁,45頁ないし50頁,75頁,76頁,85頁,86 頁,177頁ないし1 80頁,235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない	不開示	教員選考及び名誉教	1号		①及び②
①教員の採用に係る 申請書 ②教員選考委員会設 置依頼書 ③教員選考委員会委 員の交代 ④教員選定過程報告④は3号 へにも該 当 ②ないし ③ないし ③ないし ④教員選定過程報告頁,19頁,45頁ないし50頁,75頁,76頁,85頁,86頁,177頁ないし1 80頁,235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない	部分 6	授の選考等に係る情	ただし,		特定の組織の長の氏
申請書及び4号いし50頁,75頁,76頁,85頁,86②教員選考委員会設当頁,177頁ないし1③教員選考委員会委⑤ないし80頁,235頁,2員の交代⑦は4号36頁,297頁,2④教員選定過程報告へにも該98頁,303頁ない		報	①ないし		名・職名部分(17
②教員選考委員会設 置依頼書 ③教員選考委員会委 員の交代 ④教員選定過程報告へにも該76頁,85頁,86 頁,177頁ないし1 80頁,235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない		①教員の採用に係る	④は3号		頁, 19頁, 45頁な
置依頼書当頁、177頁ないし1③教員選考委員会委⑤ないし80頁、235頁、2員の交代⑦は4号36頁、297頁、2④教員選定過程報告へにも該98頁、303頁ない		申請書	及び 4 号		いし50頁,75頁,
③教員選考委員会委 員の交代 ④教員選定過程報告⑤ないし ⑦は4号 へにも該80頁,235頁,2 36頁,297頁,2 98頁,303頁ない		②教員選考委員会設	へにも該		76頁,85頁,86
員の交代 ④教員選定過程報告⑦は4号 へにも該36頁,297頁,2 98頁,303頁ない		置依頼書	当		頁, 177頁ないし1
④教員選定過程報告 へにも該 98頁,303頁ない		③教員選考委員会委	⑤ないし		80頁,235頁,2
		員の交代	⑦は4号		36頁,297頁,2
書 当 し306頁,315		④教員選定過程報告	へにも該		98頁,303頁ない
		書	当		し306頁,315

- ⑤履歴書,推薦理由 書及び教育研究業績 の概要
- ⑧名誉教授候補者一 覧,選考調書及び推 薦理由書

頁, 3 1 6 頁, 3 2 2 頁及び 3 2 3 頁)

①及び②

公募に係る後任補充の 場合の前任・後任の関 係部分を除く部分(1 7頁,19頁,45頁,1050頁,76頁,75頁,85頁,179頁,1 86頁,297頁,1 80頁,297頁,1 80頁,303頁,3 04頁,315頁,3 16頁,322頁及び

(3)

3 2 3 頁)

採用予定職及び採用予 定年月日等(44頁及 び87頁)

4

特定の組織の長の氏 名・職名部分(88 頁,237頁,300 頁,317頁及び32 4百)

(4)

公募に係る後任補充の 場合の前任・後任の関 係部分を除く部分(8 8頁,300頁,31 7頁及び324頁)

4

公募に係る募集開始日 及び応募締切日部分 (88頁,300頁, 317頁及び324 頁)

			4
			人事交流等に係る募集
			開始日,応募締切日及
			び応募人数部分(23
			7頁)
			6
			再任審査委員会委員の
			職名部分(310頁)
不開示	転入学者選考に係る	1号	
部分7	情報		
不開示	転専攻の選考に係る	1号	
部分8	情報		
不開示	入学料未納者に係る	1号	
部分 9	情報		
不開示	議事要旨	1 号及び	全ての不開示部分(5
部分 1		4 号へ	頁,43頁,74頁,
0			176頁,227頁,
			291頁及び302
			頁)